

## 議会運営委員会

平成30年11月19日（月）

午前10時00分開 会

○三鬼（和）委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日は欠席者はなしでございます。全員出席でございます。

本日の主な議題は、平成30年第4回定例会についてでございます。

それでは、市長より御挨拶を。

○加藤市長 おはようございます。

本日は平成30年第4回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案等につきましては、議案11件、報告が1件であります。

議案につきましては、議案第68号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、議案第73号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの条例関係が6件、議案第74号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてから、議案第78号、平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの予算関係が5件であります。

報告1件につきましては、報告第10号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）であります。

これら提出議案等の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼（和）委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまより先ほど市長の挨拶にございました提出議案等々について、総務課長より御説明願います。

○下村総務課長 それでは、平成30年第4回尾鷲市議会定例会の提出議案等について御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらん願います。

このページは提出議案の目次となっています。本定例会の提出案件は議案第68

号から議案第78号までの議案11件、報告が専決処分事項1件としています。

議案の内訳といたしましては、条例の一部改正が6件、補正予算関連が5件であります。

それでは、各議案について御説明いたします。

1ページの議案第68号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、県内出張における日当は平成20年度から市長を含む3役、職員の日当支給を廃止し、平成29年度から議員及び消防団の日当支給を廃止したところでありますが、今回本市の委員会委員の県内出張における日当を平成31年4月から廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

旅費日当については証票免除の少額実費支弁の意味合いが強く、県内出張においては公用車出張が基本となっており、現地での私鉄、バス等の乗りかえは皆無であることから、県内日当を廃止しております。

次に、議案第69号、職員等の旅費に関する条例の一部改正についてにつきましては、鉄道賃にグリーン料金の支給を規定する条文がありますが、過去にもグリーン料金を支給したことがなく、今後も支給の予定もないことから、グリーン料金支給に係る条文を削除するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第70号、尾鷲市立幼稚園条例の一部改正についてにつきましては、平成31年4月に統合予定の三木小学校、三木里小学校の移転先が賀田小学校となることから、三木小学校に併設されている三木幼稚園の位置、所在地を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号、尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、尾鷲市福祉保健センターの指定管理者制度を見直し、市直営とするための所要の改正であります。

次に、議案第72号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、本年4月27日に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同条例の一部を改正するもので、内容といたしましては、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和及び、家庭的保育所の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設が拡大されるものであります。

本市では家庭的保育の実績は現在のところありません。

次に、13ページの議案第73号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてにつきましては、本年3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公

布されたことに伴い、同条例の一部を改正するもので、内容といたしましては、基礎課税額の上限を改めるものであります。

本市では従前から周知期間が必要として、1年おくれで改定しております。

続きまして、15ページの議案第74号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてから、19ページの議案第78号、平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの5議案について、一括して御説明いたします。

予算概要につきましては、別冊で一般会計補正予算（第6号）主要事項説明に取りまとめているので、その説明書をもって御説明いたします。

説明書の1ページをごらん願います。

今回提出の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で8,250万2,000円、特別会計の国民健康保険事業会計で224万4,000円、後期高齢者医療事業会計で3万1,000円それぞれ追加し、一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出の予算総額を132億904万円とするものであります。

また、病院事業会計では、歳入を8,992万円、歳出で2,940万3,000円減額し、歳入予算現額を45億9,010万1,000円に、歳出予算現額を47億7,951万2,000円とするものであります。

次に、水道事業会計では、歳入を1万3,000円、歳出を297万6,000円増額し、歳入予算総額を5億7,679万9,000円に、歳出予算現額を8億3,228万6,000円とするものであります。

まず、一般会計の内訳から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

歳入の主なものといたしましては、13節国庫支出金1,455万6,000円の増額は、補助対象経費の増加に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金351万8,000円、障害者医療費国庫負担金718万7,000円の増額、交付決定されました社会保障税番号制度システム整備費補助金219万2,000円の追加が主なものであります。

14款県支出金22万7,000円の増額は、対象額変更に伴う国保基盤安定負担金248万2,000円、交付決定が認められなかった三重県海岸漂着物等対策事業補助金330万4,000円が減額となるものの、補助対象経費の増加に伴う障害者自立支援給付費等県負担金535万2,000円の増額が主なものであります。

16款寄附金3,030万円の増額は、林業振興事業寄附金として一般財団法人尾鷲みどりの協会からの寄附金収入であります。

17款繰入金1,763万円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

19款諸収入2,088万9,000円の増額は、三重県後期高齢者医療連合派遣職員人件費438万1,000円の追加、紀北広域連合負担金前年度精算金1,521万7,000円の追加、資源化物売却単価の上昇による資源化物売却収入129万1,000円の増額であります。

20款市債110万円の減額補正は、学校教育施設整備費事業債の事業費確定に伴う借入額の減額であります。

次に、歳出について御説明いたします。

3ページをごらん願います。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次の4ページで御説明いたします。

まず、各款共通の人件費は、特別職では市長が70歳に到達したことから、厚生年金保険料が不要となったことにより、約5カ月分の共済費の減額分56万9,000円、その他特別職では、台風による消防団の出動機会がふえたことによる出勤手当が47万9,000円の増額、一般職では、昇格等による増額が170万1,000円、企業会計から一般会計の人事異動に伴う増が480万9,000円、職員手当等では、管理職手当の減額があるものの、退職手当及び時間外手当等の増加により2,852万8,000円の増額。共済費では、厚生年金等の負担割合の引き上げにより529万3,000円の増額となります。

次に、総務費では、一般管理費として、新元号対応のためのシステム改修業務委託料として27万円の増額、臨時職員の精査による減員で賃金等が322万4,000円の減額となります。

財産管理費は、林業振興事業寄附金を尾鷲みどりの基金へ積み立てるものであります。

企画費では、自主運行バス運行委託料が運賃収入の減額に伴い230万8,000円の増額となります。

次に、民生費ですが、自立支援給付事業では、利用者の増加に伴い、就労継続支援B型事業費247万2,000円、共同生活援助事業費758万7,000円、自立支援医療費1,437万5,000円の増額が主なものであります。

次に、老人福祉費では、市内介護保険施設維持修繕に係る補助金として、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 99万3,000円の追加となります。

次に、介護保険費は、地域支援事業の前年度精算金であります。

次のページ、衛生費ですが、清掃総務費は、補助事業として実施が認められなかった海岸漂着物処理業務委託料 388万4,000円の減額であります。

塵芥収集費、塵芥処理施設費につきましては、それぞれ入札執行に伴う額の確定による減額であります。

農林水産業費では、農業振興費として、台風21号により被災した農業者への復興支援として被災農業者向け経営体育成支援事業補助金 74万3,000円の追加であります。

消防費の常備消防費は、三重紀北消防組合負担金の減額であります。

教育費では、事務局費が幼稚園及び小中学校への空調整備を実施するための空調設備設置工事設計業務委託料が 398万1,000円の増額となるものの、臨時職員の精査による減員で保険料及び賃金が 504万1,000円、備品購入費が入札執行に伴い 283万8,000円の減額となります。

学校管理費では、各小学校の遊具設置工事請負費が入札執行に伴い 111万8,000円の減額となりますが、光熱水費が使用見込みの修正により 187万6,000円、賀田小学校の理科室改修工事請負費が 181万5,000円の追加となります。

中学校費では、光熱水費が使用見込みの修正により 135万7,000円の増額となります。

6ページをごらん願います。

債務負担行為補正について御説明いたします。次のページにまたがりませんが、37件の追加であります。来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。各事項の期間、限度額は記載のとおりであります。

8ページをごらん願います。

国民健康保険事業特別会計は、歳入歳出それぞれ 224万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を 26億6,972万1,000円とするものであります。

歳入は、今回の補正財源として財政調整基金からの繰り入れが増額となったことから、224万4,000円の増額となり、歳出につきましては、総務費 224万4,000円の増額となりますが、これは人件費の増額が主なものであります。

9ページをごらん願います。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出それぞれ3万1,000円を増額し、歳入歳出予算総額を6億2,148万円とするものであります。

これは、総務費の厚生年金保険料等の改定に伴う職員共済費の増額に対する補正となります。

10ページをごらん願います。

病院事業会計ですが、収益的収入及び支出の収入では、医業収益が、入院患者、外来患者が予定量を大きく下回り、8,992万円の減額となります。

支出では、医業費用が人事異動等による給与費の減額、医薬材料費及び減価償却費の減額が4,985万6,000円となりますが、光熱水費、医療機器修繕費及び派遣医師負担金などの増額が2,054万6,000円となり、相殺して2,931万円の減額となります。

医業外費用では、課税売上高の減少に伴い、消費税及び地方消費税が9万3,000円の減額となります。

債務負担行為補正として9件を追加しております。それぞれ来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、期間、限度額は記載のとおりであります。

次のページ、水道事業会計ですが、収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が1万3,000円の増額となりますが、これは、平成29年度決算値の反映により長期前受金戻入が増額となります。

支出では、営業費用が、電気料金単価の上昇に伴う動力費などの増額が314万9,000円、営業外費用では、消費税納付額の減額が17万3,000円となります。

次に、債務負担行為補正として1件を追加し、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、期間、限度額は記載のとおりであります。

議案書に戻っていただき、20ページをごらん願います。

報告第10号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）につきましては、本年9月30日の台風24号の最接近に伴う強風により市内矢浜町地内の市有地の樹木が倒木し、隣接する個人所有地の駐車場フェンス及びユニットバスの屋根部分を破損したもので、平成30年11月7日、相手方と示談が成立し、損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○三鬼（和）委員長　以上が提出議案 1 1 件、報告 1 件の説明でございます。

それぞれの議案等の審査につきましては上程後ということになりますが、これを踏まえて御質問がございましたら。

○濱中委員　ささいなことなんですけれども、年号に関する記載が考え方としてどういうふうにされておるのか、西暦で書かれているところと平成で書かれているところ、31 年限りだから平成表記なのか、今後の流れを教えてください。

○下村総務課長　当面平成 31 年度まではありますが、31 年度以降が元号がわからないということで、西暦で記載させていただきました。

当面国のほうでは、方針としましては平成は続くものということで、本市のほうでもこういった書類につきましては 32 年度以降については現在のところ西暦表示を使わせていただきたいと思いますと思っております。

○三鬼（和）委員長　いいですか。

あれでしょう。西暦以外のいわゆる平成を使っておる部分について新しく対応するための費用という。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　ないようですので、では、2 番に予定しております陳情について、陳情が 1 件ございますので、説明をお願いします。

○岩本議会事務局長　それでは、事項書 2 番目の陳情について御説明申し上げます。

陳情新規 1 件、尾鷲市クリーンセンター運営の中での、尾鷲浄化槽協会の可能な限りの参加と協力に関する陳情でございます。

提出者は、三重県尾鷲市中央町 5 番 1 号、尾鷲浄化槽協会代表、小倉裕司氏であります。

次ページに陳情書の写しを添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

陳情の内容でございますが、尾鷲市クリーンセンターの運営については、運転開始から 12 年間大手メーカーが一貫して運営しており、地元業者として業務の一環すら参加できていない状況であることから、地域業者の育成、技術向上のためにも、業務の一環に参加できる体制の構築を行政から申し入れしていただけるよう陳情されたものでございます。

この陳情の取り扱いにつきましては、本定例会２日目である１２月４日に上程し、その後、所管の常任委員会に付託して御審査いただく予定とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 三鬼（和）委員長 当議会におきましては、陳情につきましても、地元からの陳情につきましては請願と同じように上程して議決するという申し合わせがございますので、陳情として上がっております。

これらについて、いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 三鬼（和）委員長 それでは、３番の議員派遣がございますので、局長。
- 岩本議会事務局長 それでは、事項書３番目の議員派遣について御説明申し上げます。

議員派遣一覧表に記載のとおり、平成３１年１月２９日に名張市において第１５７回三重県市議会議長会定期総会が開催される予定でございます。議長とともに仲副議長が出席することから、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６６条の規定により議会の議決をいただくものでございます。

この議員派遣につきましては、本定例会最終日に議決をいただく予定とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 南委員 日付が間違っておらへんか。
- 岩本議会事務局長 委員長、済みません。修正させていただきます。
- 三鬼（和）委員長 説明書類に一部誤りがございました。３１年１月２９日やね。

それでは、これは訂正するというだけでいいですか。していただきまして、最終日に議長発議により提案されるということですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、会期及び議事日程（案）について、局長より説明を求めます。

- 岩本議会事務局長 それでは、事項書４番目の会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は１１月２８日水曜日から１２月１４日金曜日までの１７日間でございます。会議はいずれも午前１０時開会とさせていただいております。

１１月２８日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がございまし

た議案第68号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、議案第78号、平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの計11議案についてでございます。

次に、報告、質疑、これは、報告第10号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）の報告案件1件についてでございます。

翌29日、30日及び、土日を挟みまして12月3日月曜日は、議案調査のため休会となります。

4日火曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、11月28日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、所管の常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っていただきます。

7日金曜日から土日を挟み、12日水曜日まで行政常任委員会を開催していただき、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

13日木曜日は予備日とし、14日金曜日午前10時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

なお、議事日程には記載しておりませんが、このたび南靖久議員が、35年以上の長きにわたり市議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされたという功績に対し、総務大臣より感謝状が授与されました。つきましては、その感謝状の伝達式を本定例会開会日の冒頭に行う予定とさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○三鬼（和）委員長 局長より説明がございましたように、南靖久議員におかれましては栄誉ある感謝状を受けましたので、この感謝状の受け渡しにつきまして本会議冒頭で行うということで、日程に入っておりませんが、御理解願いたいと思います。

日程についてはいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 それでは、一般質問、それから議案の質疑、討論等について事務局より説明を求めます。

○岩本議会事務局長 それでは、各発言通告書の提出期限につきまして説明させていただきます。

まず、一般質問発言通告書提出期限につきましては、申し合わせによります11月30日金曜日の午前11時とさせていただいております。

次に、6番目、議案質疑発言通告書提出期限につきましては、報告第10号については開会日の前日である11月27日火曜日の午前11時、それ以外の議案につきましては11月30日金曜日の午前11時とさせていただきます。

7番目の討論発言通告書提出期限につきましては、12月13日木曜日の午前11時とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

また、ただいま議案付託表(案)を通知させていただきました。御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三鬼(和)委員長 以上が一般質問、質疑、討論について、毎回大きく変わりはございませんが、これらについて御質問がございましたら、いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 では、例年のとおりこのようにさせていただきますと思います。

それでは、その他におきまして、議会報告会の取りまとめ等の現況について事務局より説明させていただきます。

○岩本議会事務局 それでは、今、通知をさせていただきましたが、10月に開催していただきました議会報告会の結果につきまして、別紙のとおり参加いただいた市民の方の人数を取りまとめておりますので、参考にごらんいただければと思います。

なお、その際市民の皆様からいただきました御意見、御要望等につきましては、現在各担当課のほうへ依頼して回答を取りまとめている最中でございます。取りまとめ次第議員の皆様へ御報告をさせていただきます。その後、ホームページへの掲載及び開催した各地区の区長さん等に送付をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三鬼(和)委員長 議会報告会につきましては、今回の議会運営委員会までにまとめればということで事務局のほうで取りまとめをしておりましたが、現況としては、今、執行部に聞き取りをしておるとのことなので、またこの分がまとめ次第どう対応していくかということで、今、若干の説明がございましたが、議会運営委員会、また、議会等でどうするかということももしありましたらということも踏まえて、でき上がった時点で議長と相談して皆さんにまた御相談させていただきたいと思っております。

本日の議会運営委員会の議事及び日程については以上でございます。

この際、議会運営について何かございましたら。

○南委員　その他のその他ということなんですけれども、皆さんに行政常任委員会の通知を27日でさせていただいたんですけれども、午後からの開催ということで、議長が東京出張で、議長が出席できる段取りにしたんですけれども、どうしても来られないということでしたので、改めて午前10時からさせていただきます、現地視察のほうは午後1時半から行く予定でございますので、訂正をさせていただきますことを全員協議会のほうでも報告させていただきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○三鬼（和）委員長　それでは、議会運営委員会をここで閉じたいと思います。皆さん御苦労さんでございました。

（午前10時30分 閉会）